

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	日本高周波鋼業株式会社
【英訳名】	Nippon Koshuha Steel Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 河瀬 昌博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	東京(5687) 6023 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 小林 和昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	東京(5687) 6023 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 小林 和昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第89回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金処分の件

1. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

今後の財務戦略上の柔軟性および機動性を確保するため、資本準備金および利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損補填を行う。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金1,728,732,040円のうち、588,826,272円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振り替える。減少後の資本準備金の額は、1,139,905,768円となる。

3. 利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金190,729,475円の全額を減少させ、繰越利益剰余金に減少額の全額を振り替える。

4. 剰余金処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記2.により資本準備金からその他資本剰余金に振り替えられた588,826,272円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、上記3.により利益準備金から繰越利益剰余金に振り替えられた190,729,475円を合わせた779,555,747円をもって、同額の繰越利益剰余金の欠損を補填する。

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 588,826,272円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 588,826,272円

5. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分が効力を生ずる日
平成26年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、河瀬昌博、林田敬一、久留島靖章、山名壽、湖東彰弘、堂野和洋、中尾大輔及び松本群雄を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、古瀬司及び小松伯正を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、城之尾辰美を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	107,563	802	0	(注)1	可決(99.3%)
第2号議案				(注)2	
河瀬昌博	102,806	5,545	0		可決(94.9%)
林田敬一	104,420	3,931	0		可決(96.4%)
久留島靖章	104,426	3,925	0		可決(96.4%)
山名壽	104,427	3,924	0		可決(96.4%)
湖東彰弘	104,840	3,511	0		可決(96.8%)
堂野和洋	104,858	3,593	0		可決(96.8%)
中尾大輔	106,183	2,168	0		可決(98.0%)
松本群雄	100,208	8,143	0		可決(92.5%)
第3号議案				(注)2	
古瀬司	107,591	780	0		可決(99.3%)
小松伯正	99,092	9,279	0		可決(91.4%)
第4号議案				(注)1	
城之尾辰美	107,513	857	0		可決(99.2%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上